

国外財産調書の提出制度について

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（平成28年12月31日において、国外財産が5,000万円を超える方の国外財産調書の提出期限は、平成29年3月15日（水）です。）。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付してください（国外財産調書（合計表）の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。）。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

（注） 国外財産調書の提出制度には、適正な提出を確保するため、以下のインセンティブ措置及び罰則が設けられています。

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
- ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています（※）。

※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

財産債務調書の提出制度について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得以外の各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（※）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（平成28年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、平成29年3月15日（水）です。）。

なお、財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付してください（財産債務調書（合計表）の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。）。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※ 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

（注） 財産債務調書の提出制度には、適正な提出を確保するため、以下のインセンティブ措置が設けられています。

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

国外証券移管等調書制度について

金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地、マイナンバー又は法人番号、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄等の一定の事項を記載した調書（国外証券移管等調書）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。